

第3回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和元年7月9日（火）午前10時～正午
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 吉永委員、和田委員、秋山委員、森委員、
坂井委員、高山委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 無
- 6 事務局 樋口コミュニティ課長、蓮見課長補佐、中橋課長補佐、
安達係長、香月主事
- 7 事業担当課 学校施設課（阿部係長、小木田技師）
都市計画課（長橋課長、駒木根課長補佐、桃野係長、向山主
査）
社会福祉課（石戸課長、柳室長、斎藤主事）
障害者支援課（小西次長、岩本課長補佐、宮澤課長補佐、白
井係長、時田係長）
- 8 議題
 - (1) 平成30年度市民参加条例対象事業の評価（ヒアリング）について
 - ア 流山市新設小学校建設事業（学校施設課）
 - イ 流山市広告物条例の策定（都市計画課）
 - ウ 流山市避難行動要支援者避難支援計画（社会福祉課）
 - エ 流山市手話言語の普及の促進に関する条例（障害者支援課）
 - (2) その他
- 9 議事内容

事務局

平成30年度終了事業のヒアリングということで、4課4事業を予定している。各担当課には、まず事業概要説明を3分程度でお願いしており、その後、

委員からの質疑ということをお願いしたい。

事務局

本日の本委員会を傍聴したい旨の申し出はありませんでした。

委員長

それでは、市民参加推進委員会の出欠報告をする。6名全員で定足数に達しているため、会議は成立している。

配布資料と進行について事務局から説明をお願いします。

事務局

配布資料は、委員の皆様から各課宛てに事前質問をいただき、その質問に対する回答を取りまとめたもの、評価シートをお配りしている。

ヒアリングについては各事業概ね20分程度を予定している。担当課が概要説明し、その後質疑応答の時間とする。タイムキーパーは、事務局で行う。評価シートの提出期限については後ほど説明する。

委員長

それでは学校施設課「流山市新設小学校建設事業」のヒアリングから始める。

本日は、4月12日に井崎市長からの諮問を受け、本委員会として、当該事業が市民参加条例に基づき、パブリックコメントや意見交換会等の市民参加の方法が実施されているか、その方法が妥当であったか等、条例の運用状況を評価するため、担当課のみなさんにヒアリングを実施することにした。

まず、担当課から概要説明をお願いします。

ア 流山市新設小学校建設事業（学校施設課） （阿部係長より事業概要説明）

委員長

それでは、質疑に入る。ご意見のある委員どうぞ。

A 委員

事前の質問でも確認させていただいたが、市民の声を取り入れたいと思い市民参加手続きの手法を選択したと思うが、事前の目標値について話し合いはあったか。

担当課

目標設定は計画段階から話し合いをしていない。ワークショップは事業者と協力して色々な意見が出るような形で計画し実施した。

副委員長

元々新市街地内に学校予定地があったと思うが、今の予定地が変わった経緯の説明はどのように市民に周知したか。

担当課

おおたかの森小中併設校の建設計画時期には既に新市街地区の学校予定地の案は白紙になっていました。今回の市民参加の際は、新市街地区の学校予定地については質問されなかったが、別の課が実施した市民参加では意見があったと聞いている。その際も新市街地区の学校予定地案が白紙になった経緯を説明している。

副委員長

地元には説明されていたと思うが、前の予定地だった場所の周辺市民、自治会にはどのように説明したのか。理解がされるような計画的努力はしたのか。

担当課

前の予定地での周知については平成27年度のおおたかの森小中併設校建設時以前に対応したと思われ、詳細についてはこの場ではお答えできない。

秋山委員

今回の市民参加は大畔が予定地に決まってから実施したのか、それともその前から実施したのか。

担当課

大畔で建設する予定が決まってから市民参加を実施した。

委員長

日程的にはワークショップを実施した段階では大畔で建設予定の前提で開催したのか。

担当課

そのとおりである。

B 委員

ワークショップの人数構成はどのように決定したのか。

担当課

有識者については市と設計業者とで考え選定し、他については学校関係者とPTA、自治会、及び地区社協からの推薦していただいた方が参加した。

B 委員

意見交換会でなくワークショップを選んだ理由は。

担当課

ワークショップは地域や学校と関わりある方と複数回に分けて意見を交換できるので、学校の方針を決めるときにはいいと考えた。

B 委員

過去に実績はあったのか。

担当課

おおたかの森小中併設校の際にもワークショップの市民参加手続きを実施した。

C 委員

ワークショップ後の意見交換会はどんな目的があったのか。

担当課

目的が異なっており、ワークショップは基本計画策定時に実施し、意見交換会では基本設計策定時に実施した。

C 委員

基本設計策定時の意見交換会は自由参加だったのか。

担当課

自由参加だったが、地元の方により多く参加してもらいたかったので、案内文書については地元の方にしか送付していない。

D 委員

一般の方は自分から広報、ホームページ等を確認しないと参加できなかったのか。

担当課

一般の方は参加できたが、広報、ホームページへの案内及び市内全自治会等への文書による通知はしていない。

委員長

以上で「流山市新設小学校建設事業」のヒアリングを終了する。

委員長

それでは次に都市計画課「流山市広告物条例の策定」のヒアリングを始める。本日は、4月12日に井崎市長からの諮問を受け、本委員会として、当該事業が市民参加条例に基づき、パブリックコメントや意見交換会等の市民参加の方法が実施されているか、その方法が妥当であったか等、条例の運用状況を評価するため、担当課のみなさんにヒアリングを実施するものである。

まず、担当課から概要説明をお願いします。

イ 流山市広告物条例の策定（都市計画課） （長橋課長から事業概要説明）

委員長

それでは、質疑に入る。ご意見のある委員どうぞ。

B 委員

概要版資料を拝見すると、すごくわかりやすいが、流山市としての基本的な考え方はあるのか。

担当課

基本的な考え方は、広告物条例の他に景観条例を策定している。

B 委員

流山市ならではの条例制定等はないのか。例えば、観光地などでの景観規制など。

ることになると関心は薄かった。

B 委員

今のような意見をまとめた話をしていただければ関心を持てたと思う

担当課

何回か広報で広告物に関する記事を掲載をしたが、やはり関心が薄かった。

D 委員

「広告物条例」として掲載されてしまうと一般市民は関心をもてない。

担当課

反省として広告物条例とは何かを周知すればよかった。

D 委員

目を引くキャッチコピーが大事だと思う。

A 委員

今の時点で、今後、市民に対して周知する方法は考えているか。

担当課

ガイドラインとルールブックを冊子として策定した。ルールブックは事業者向けに条例趣旨をわかりやすくした内容で作成し、ガイドラインは市民の目を引くような内容とした。

A 委員

素晴らしい内容である。市民が見たら、広告物の認識が変わると思う。

担当課

市民に広告物にもっと目を向けてほしいという思いがあり、ガイドラインを策定した。

D 委員

ただ配架されているだけでは手に取らないので、ガイドラインを回覧板で回すなど検討してもらいたい。

担当課

市民の方が目にできる方法を検討したい。

委員長

以上で「流山市広告物条例の策定」のヒアリングを終了する。

委員長

それでは次に社会福祉課「流山市避難行動要支援者避難支援計画」のヒアリングを始める。本日は、4月12日に井崎市長からの諮問を受け、本委員会として、当該事業が市民参加条例に基づき、パブリックコメントや意見交換会等の市民参加の方法が実施されているか、その方法が妥当であったか等、条例の運用状況を評価するため、担当課のみなさんにヒアリングを実施するものである。

まず、担当課から概要説明をお願いします。

イ 流山市避難行動要支援者避難支援計画（社会福祉課）
（石戸課長から事業概要説明）

委員長

それでは、質問ある方どうぞ。

B 委員

パブリックコメント0件とあったが、講演会で200人ぐらい参加されたと思うが、その際に市民参加手続の周知や概要版資料の配布はしたのか。

担当課

講演会が開催されるまでの間、スクリーンでの周知や、講演中もアナウンスをした。概要版の資料は配布していない。

B 委員

パブリックコメントについては自治会内の担当者が講演会を欠席した為か私の自治会への周知はなかったが、講演会への出欠に関係なく自治会へ直接周知すべきだったのではないか。

担当課

直接事業内容が自治会に届くように検討したい。

副委員長

私の自治会では要支援者の確認回覧が来た。その際にパブリックコメントの実施の通知をするなど、もっと自治会と連携しても良いのではないかな。

担当課

検討したい。

D 委員

自治会の協力を得ているのだったらもっと回覧する際に目が引くキャッチコピーをつけて市民参加をすればパブリックコメントによる意見もあったのではないかな。

担当課

警察や消防も関わっているなどをアピールし、今後を活かしたい。

副委員長

自治会ごとの自主防災訓練の際に出前講座とかすればより市民参加の一助になるのではないかな。

C 委員

内容からすると、ある程度まとまった計画にパブリックコメントはそぐわないのではないかな。アンケート等はしなかったのか。

担当課

今後実施を含め検討していきたい。

また、手引きを作成して案内をしているがどこまですべきかは適宜判断し地道に活動を続けていきたい。

委員長

坂井委員の回答にもあったように名称がわかりにくいのではないかな。

担当課

名称は国の指針で決められており勝手に変えることはできない。その為、サ

ブタイトルをつけて市民に関心が持てるようには努めた。

B 委員

要支援者の名簿のことで、審議会の内容で5割程度とあったが、浸透しているといえるのか。

担当課

名簿の提供率となると180自治会中111自治会と協定を締結しているので数字にすると約65パーセントになる。しかし新市街地地区等の若い世帯が増えている地域は要支援者の数が少ないなど、必ずしも地域で平準化できるものでない。協定を締結している111自治会では85パーセント以上方の名簿を提供している。

B 委員

要支援者の基準はあるのか。

担当課

75歳以上の世帯を抽出し、障害・介護・難病の方に対して同意確認している。

委員長

以上で「流山市避難行動要支援者避難支援計画」のヒアリングを終了する。

委員長

それでは次に障害者支援課「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」のヒアリングを始める。本日は、4月12日に井崎市長からの諮問を受け、本委員会として、当該事業が市民参加条例に基づき、パブリックコメントや意見交換会等の市民参加の方法が実施されているか、その方法が妥当であったか等、条例の運用状況を評価するため、担当課のみなさんにヒアリングを実施するものである。

まず、担当課から概要説明をお願いします。

ウ 流山市手話言語の普及の促進に関する条例（障害者支援課） （小西次長より事業概要説明）

委員長

質問あれば、どうぞ。

D 委員

パブリックコメントの意見が凄く多く、意見の内訳を見ると一般の方から4割の意見があるが、何か工夫したことはあるか。

担当課

一般市民については特に福祉に興味がある方からの意見があったのかと考え。内容的には市民がわかりやすい言葉を使ってほしい等であった。

D 委員

PRをとくにしたわけではないのか。

担当課

チラシを配ったりなど、特にしたわけではない。

条例制定に重きを置いたのではなく、手話を普及するための条例であることに重きを置いたことが功を奏したと思う。

副委員長

聴覚が不自由な方は特に視覚から情報を収集していると思われる。今回パブリックコメントの結果は、今後他課が見習うべき内容だったのではないかとと思う。

C 委員

今回の条例は理念的内容であるが、どういった目的の為に作られたのか。

担当課

今回の条例の目的は、施策の推進が目的の1つとなっている。

推進の1つ目は手話が日常使われる言語の1つであるということを知ってもらう為の普及啓発。2つ目は手話の利用を認める合理的配慮をすることである。また、学校などでの手話の体験や、災害時における情報提供の仕組みづくりなどを理念としている。

副委員長

情報提供仕組みづくりとは、災害時の通知はメールなどで通知するなどか。

担当課

情報提供の仕組みづくりとは、例えば避難所での物資の支給・配給の際に、避難所での言葉による管内放送だけではなく、掲示板で文字による支給・配給のお知らせをするなど、聴覚障害者にも平等に情報が伝わるようにする仕組みづくりである。メール等の通信手段については、災害時にうまく届かないことが多いので、避難所においてはアナログ的な掲示板でお知らせする工夫をすることです。

委員長

以上で「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」のヒアリングを終了する。

次に議題（２）その他について事務局から説明をお願いします。

事務局

１つ目は今回のヒアリングの評価シートの提出期限は7月26日（金）までをお願いしたい。

２つ目は前回の議事録を委員の名前を伏せたうえで、ホームページ上に公開させていただきたい。

３つ目は次回の会議日程は8月30日（金）午前10時から301会議室で実施する。

委員長

それでは本日の委員会を終わりにします。お疲れ様でした。